

## 1. 【規約の履行】

出品・出店・出展者（共同参加者を含む、以下同じ）は以下に述べる各規約及び、主催者から提示された「誓約書」を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出品・出店・出展申込みの拒否、出品・出店・出展の取り消し、ブース・店示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出品・出店・出展者から事前に支払われた費用の返還、及び出品・出店・出展取り消し・小間・店示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出品・出店・出展者及び関係者の損害も補償いたしません。

## 2. 【出品・出店・出展資格】

出品・出店・出展者は原則として、主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する法人・団体等とします。また、主催者は事務局内の出品・出店・出展基準に従い出品・出店・出展審査を行い、出品・出店・出展申込み企業が出品・出展基準を満たすか否かを決定する権利を持ちます。

出品・出店・出展者として許可されるのは、規定された製品グループに分類できる製品やこれに関連するサービスを提供する国内外の生産・製造者、輸入業者、卸業者、代理店、出版社等です。出品・出店・出展品はすべて申込用紙に詳細に記載しなければなりません。知的所有権（特許権・商標権など）やその他日本国内の法律に反する製品・サービス等の出品・出店・出展は認められません。

## 3. 【出品・出店・出展申込み、および出品・出店・出展料の支払い】

出品・出店・出展申込みは、公式の「申込書」、「商品リスト」、「誓約書」に必要事項をすべて正しく記入し、署名、押印した書類をご提出ください。この提出をもって、出店者は規約の条件を遵守することに合意したとみなします。出品・出店・出展申込書及び出品・出店・出展規約、その他すべての提出書類はコピーをお手元に保管ください。ご提出頂いた書類は返却いたしません。

出品・出店・出展申込みは、出品・出店・出展に必要な書類を主催者が受領し、それに基づき請求した出品・出店・出展料を主催者が入金確認できた時点をもって正式なものとなります。

出品・出店・出展料は主催者が定める期日までにお振り込みください。お振り込みがない場合、主催者は申込みを取り消す権利を持ちます。

## 4. 【出品・出店・出展キャンセル、取り消し】

出品・出店・出展申込書を受領し、入金確認をした後の出品・出店・出展取り消し、解約、返金は認められません。

出品・出店・出展申込みを正式に受領した後も、出品・出店・出展者が「出品・出店・出展規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出品・出店・出展を取り消す権利を持ちます。

入金確認後であっても、主催者が出品・出店・出展者と連絡が取れない場合や主催者が出品・出店・出展の意向がないと判断した場合、主催者は出品・出店・出展を取り消す権利を持ちます。

## 5. 【展示・販売スペースの割り当て】

展示スペースは、主催者が定めるブースの配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、主催者にて決定いたします。出品・出店・出展者は、その結果に従うものとします。

出品・出店・出展者は、いかなる場合があってもその全部または一部を、他者と交換・譲渡・貸与などすることはできません。

## 6. 【書類の提出】

出品・出店・出展申込みを正式に主催者が受領した後、出品・出店・出展者は主催者から提出を求められたすべての書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出品・出店・出展申込み事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

## 7. 【出品・出店・出展に関する規約】

原則として、出品・出店・出展申込書に記載された法人・団体等及び農林産物・加工品等が展示・販売対象です。

出品・出店・出展者は、出品・出店・出展申込書に記載された法人・団体等及び出品・出店・出展商品などに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。

装飾・販売・展示物などの搬入・搬出及び展示方法などは、主催者の提供する「出店・出展マニュアル」に規定され、出店・出展者はこれを守らなければなりません。

出店・出展者は、通路など自社ブース内以外の場所で、販売、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。

出店・出展者は強い光・熱・臭気・または大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為、また近隣の販売・展示を妨害する行為を禁止します。妨害の有無や実演などが他者に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出店・出展者はそれに従うものとします。

出店・出展者は、販売・展示会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

出品・出店・出展者は展示会会期中及び会期後に来場者・出店・出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出品・出店・出展中止または次回以降の出品・出店・出展申込み拒否を行う権利を持ちます。

展示会会期中及び会期後の出品・出店・出展者と来場者間における現金の授受を伴う物品サービスの提供（即売行為）・商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません

本オーガニックヴィレッジゾーン（出品・出店・出展）に関わる展示会ガイド等の制作物に関して不備があった場合、公式ウェブサイトにて訂正させて頂くものとし、当該印刷物等の再発行は行わないものとします。

## 8. 【損害責任】

主催者はいかなる理由においても、出品・出店・出展者及びその従業員・関係者等が出品・出店・出展スペースを使用することによって生じた人及び物品に関する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出品・出店・出展者及びその関係者等の不注意などによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。

出品・出店・出展者はその従業員・関係者・代理店等の不注意などによって展示会場内で生じた人及び物品に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。

主催者は、天災、その他の不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出品・出店・出展者及び関係者の損害は補償しません。

主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出品・出店・出展者及び関係者の損害は補償しません。

## 9. 【反社会的勢力の排除】

出品・出店・出展者は、当該出品・出店・出展者または当該出品・出店・出展者の代理人もしくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約するものとする。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 出品・出店・出展者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団等に対して資金を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

主催者は、出品・出店・出展者が前項の確約に反して、当該出品・出店・出展者又は当該出品・出店・出展者の代理人もしくは媒介するものが、暴力団員等あるいは前項各号の一つでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、出品・出店・出展を取り消すことができるものとする。

主催者は、出品・出店・出展者が出品・出店・出展に関連して、第三者と下請け又は委託契約等（以下、「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理もしくは媒介するものが暴力団員等あるいは前項各号の一つでも該当することが判明した場合、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができるものとする。

主催者は、出品・出店・出展者が関連契約を締結した当事者に対し前項の措置を求めたにも関わらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、出品・出店・出展を取り消すことができるものとする。

## 10. 【個人情報の取り扱いについて】

収集した個人情報の所有者はオーガニックヴィレッジプロデュース事務局（以下、「当事務局」という。）です。収集した個人情報は、以下のような目的のために使用し第三者へ提供・開示する場合があります。

- ・当事務局から出品・出店・出展者への各種連絡として使用
- ・機密保持契約を締結している協力会社、業務委託先会社への情報共有及び発送代行として使用
- ・各種印刷物（出店のご案内、展示会ガイド等）招待状、公式 Website、公式 Facebook 等）、結果報告書への掲載で開示
- ・メールマガジンサービスへの登録
- ・展示会来場者及びマスコミへの情報提供
- ・統計的データとして使用する場合
- ・法令等に基づく場合

出品・出店・出展者は、展示会などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。特に第三者提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。

出品・出店・出展者は、展示会などを通じて取得した「個人情報」について法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。